

# 令和6年度予算編成方針

## 1 本市をとりまく情勢

- ・日本経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中で、緩やかに持ち直している。一方、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰や欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念などに加え、国内における賃金上昇に起因するインフレ圧力や金融資本市場の変動などが与える影響も含めて十分注意する必要がある。
- ・本市においても、徐々に経済活動の正常化が進みつつある。一方で、エネルギー・食料価格高騰による物価上昇・家計負担増大など市民生活への影響とともに、法人・個人の経済状況は一層厳しくなる状況にある。
- ・短期的な見通しの中では、エネルギー・原材料価格高騰に加え、人材確保のための賃金上昇により、価格転嫁できていない中小企業や個人事業主などを中心に減益傾向となっており、中国の景気減速を筆頭に海外でのインフレ対策による金利上昇から景気後退が表面化しており、税収の減少は避けられない見通し。また、長期的な見通しの中では、人口減少や生産年齢人口の減少などから住民税では著しい減収が予想される。併せて、公示地価は下げ止まりの兆候が見られるものの、基準地価は下落が続いている状況であり、今後も固定資産税・都市計画税の減収が続く見込みである。
- ・少子高齢化や人口減少の進行等に対応するため、小諸市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各課題解決のための事業を展開している。直近数年間の社会動態は増加しているものの、自然動態は減少に歯止めがかかっておらず、税収の減少や社会保障関係経費の増加等により財政の硬直化が避けられない状況にある。
- ・複合型中心拠点誘導施設、消防施設等の建設は完了したものの、小学校等の新たな投資や公共施設の長寿命化等が必要となっている。早い段階での行政業務の見直しと、限られた予算のなかでの徹底した経費の削減が必要な状況である。

## 2 予算編成に関する基本的方針

### (1) 令和6年度予算編成にあたっての考え方について

現在運用中の第11次基本計画の計画期間は、令和5年度末までであるが、小諸市自治基本条例第17条第1項の規定により「市長は、選挙時の公約を総合計画に

反映させる」となっていることから、令和6年4月に執行予定の市長選挙後に、第12次基本計画を策定することとなる。従って、今期の令和6年度の予算編成にあたっては、第11次基本計画の体系及び財政目標の基本的考え方を踏襲することとする。なお、持続可能な小諸市にするため、財政運営の基本的な考え方にもあるように、将来的な経費削減につながる事業や自主財源の確保につながる事業は積極的に取り組むこととする。

#### 財政運営の基本的な考え方

- 最小の経費で最大の効果を発揮するため、事業の見直しにより財源を確保し、優先順位の高い事業に重点的に資源配分する。
- 基金や市債に依存した財政構造の回避は最優先事項である。そこで、重要事業による影響を除いた平年ベースの事業費は、一般財源の不足を補填するための基金繰り入れをしないことを目指す。
- 新規の公共施設整備は原則として凍結するとともに、公共施設の集約化、複合化、不要施設の除却などにより施設総量の縮減を目指す。
- 小諸市の課題である「担税力の強化」に向けた施策・事業の推進など、自主財源の確保に最大限努めるとともに、不要資産は積極的に売却を進めるなど、資産の適正管理を進める。

#### 財政目標

- ① 基金残高：40億円以上
- ② 市債残高：150億円以下（臨時財政対策債除く）
- ③ 実質公債費比率：9.0%以下

※令和5年度までの目標

### 3 令和6年度実施計画策定（ローリング）の考え方

#### （1）ローリングの目的

現在、市では、小諸市第5次基本構想（平成28年度～令和9年度を計画期間）を運用中である。この中で、めざすべきまちの将来像を『住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸』と定めている。この基本構想を実現するための「行政の取組」をまとめた第11次基本計画については、令和2年度～令和5年度を計

画期間とし、運用している。

この基本計画で定められた『施策』で掲げる目標を実現するための手段として、各事業で構成する「実施計画（計画期間3年）」を策定しており、毎年、各事業の前年度評価を踏まえるとともに、次年度の「施策の重点方針と目標」及び「予算編成方針」に基づいて、実施計画の内容の見直し（ローリング）を行うこととする。

なお、前記2の「予算編成に関する基本方針」でも述べたとおり、現在運用中の第11次基本計画の計画期間が今年度をもって終了するが、次期基本計画（第12次基本計画）については、令和6年度に策定することとなる。よって、令和6年度の実施計画の策定にあたっては、第11次基本計画の体系を踏襲することとし、以下に掲げる方針に沿って実施計画の内容の見直し（ローリング）を行うこととする。

## （2）実施計画ローリングの方針

実施計画のローリングにおいては、第11次基本計画の方針に沿って、事務事業の目標や目標値の設定の見直し、他の事務事業との統合も視野に入れながら、以下の内容に配慮し実施することとする。

- a. 「選択と集中」の観点を強化することにより、施策ごとに、優先順位の高い事業への重点的な行政資源の配分を検討する。
- b. 行政の担うべき役割を常に意識し、「戦略的で効率的な行政経営の推進に関する実行計画」を基に、市民協働や民間委託の推進等による業務のアウトソーシングを進め、事業等の削減による「行政の効率化」を図る。なお、「戦略的で効率的な行政経営の推進に関する実行計画」の計画期間は第11次基本計画と同様に令和5年度までであるが、令和6年度の実施計画策定については本実行計画の方針を踏襲することとする。
- c. すべての事務事業について緊急性、継続性、効率性などの観点から見直しを実施する。設定されている目標や目標値を達成できていない、または、できなくなる見込みが明らかな事業については、目標量自体の下方修正も含めて検討する。特に、計画と実績の乖離を検証し、事業の存廃を含め抜本の見直しを行うこととする。一方、令和5年度までに目標量を達成する事業については、事業の縮小や廃止を含め、今後の方向性を検討する。
- d. 事業の実施にあたっては、自主財源の確保を強く意識する。
- e. 公共施設の整備については、「総量縮減」、「新規施設整備の原則凍結」、「有効活用」を基本方針とする。新規公共施設の用地取得・施設整備及び既存施設の大規模な修繕・改修は、特殊な事情のある場合を除いて、原則として凍結する。
- f. 公共施設の維持管理経費の積算にあたっては、利用頻度等を踏まえて、施設の機能を他の施設へ統合できないかなど、施設の多目的化・複合化の検討を行う。また、多額な修繕費・改修費の積算にあたっては、施設の中長期的な利用方針につ

いて検討し、優先度が低い施設で利用の安全性が保たれない施設は、利用の中止・廃止も検討することとする。

**(3) 実施計画の計画期間**

令和6年度から令和8年度までの3か年とする。